

市外より西東京市の保育園を申請する方へ

1. 申請条件、手続き等について

① 転入予定ありの方

〈申請条件〉

以下の二点を満たす場合のみ、入所申込み締め切り時点で西東京市に住民票がない場合でも、転入予定者として申込みができます。その場合に限り、西東京市民と同一の条件で入所選考を行います。

ア. 入所を希望する月の申込み期限までに住所が変更できない

イ. 入所を希望する月の前月末までに西東京市に転入（住民登録）し、かつ幼児教育・保育課にて本申込みの手続きが完了する場合

（例：4 月入所の場合は 3 月 31 日までに転入し、幼児教育・保育課窓口にて手続きを完了すること。なお、土日祝は幼児教育・保育課は営業していません。）

※以上の条件を満たさなかった場合は、内定が出ていても取り消しとなります。入所後に判明した場合でも退所となります。

〈提出先〉

転入予定ありの場合、西東京市へ直接申請をお願いします。

〈申請期限〉

通常の入所と同じです。締め切り日については市 H P または「西東京市保育施設入園のご案内」を参照してください。

なお、郵送の場合は締め切り日までの消印有効です。

※転入予定の有無によって異なるのでご注意ください。

② 転入予定なしの方

〈申請条件〉

西東京市に住所がない方で、転入予定がない場合に保育園の申し込みができるのは、給付認定の要件が「求職活動」以外で、4 歳児クラス以上もしくは、2 歳児クラスの地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）に限られます。

また、西東京市民の利用調整後に十分な欠員（2 枠以上）がある場合のみ、審査の対象としています。

転入予定がなく「求職活動」を理由に申請される方及び、0 歳～3 歳児クラス、0・1 歳の地域型保育事業を希望される方につきましては、申請を受け付けておりません。

なお、4 月入所については、二次申し込みから受付対象となります。

〈提出先〉

転入予定なしの場合、現住所の自治体の保育部署を通じて申請が必要です。

〈申請期限〉

転入予定なしの方は申請締め切り日**必着**です。自治体間で書類のやり取りをする期間を考慮し、必ず 10 日程余裕をもって申請を行ってください（書類は締め切り日に必着とし、締め切り日当日の FAX による書類の送付も受付していません）。期限に間に合わない等の理由で直接の申請は受け付けておりません。不足書類や追加書類の提出についても同様です（管外協議を実施していない自治体を除く）。

結果通知につきましても、申請された自治体を通じて回答します（不承諾の場合の通知については、西東京市からは発行されません）。

※転入予定の有無によって異なるのでご注意ください。

2. 必要書類

西東京市の書式での申請をお願いしています。

申請書類の詳細につきましては、市 HP か「西東京市保育施設入園のご案内」を参照してください。

転入予定ありの方につきましては、上記に加えて**転入誓約書【書式⑮】**と入所を希望する年度の前年度の**住民税課税証明書**（令和 7 年度入所は令和 6 年度住民税課税証明書）及び世帯員全員分の本人確認書類の写し（公的に氏名、生年月日、住所が確認できるもの 例：運転免許証、マイナンバーカード等）が必ず必要になります。

また、転入誓約書には、**転入することが証明できる書類**（賃貸契約書や不動産の売買契約書）のコピーを添付してください。添付書類は、契約者の氏名、居住

予定の住所、契約開始日や不動産の引き渡し日等が明記されたものをご用意ください。引き渡し日が転入予定日より後のものは無効になります。転入することが証明できる書類も、他の申請書と同様の締め切りに用意できる場合のみ有効とします。**ただし、4 月入所に限り、転入することが証明できる書類のみ、令和 6 年 12 月 20 日（金）までの期限とします。**

必要書類につきましては、窓口や電話でもご案内をしておりますが、必ずご自身にて「西東京市保育施設入園のご案内」等でご確認ください。また、現在お住まいの自治体によってはその他の必要書類がある場合もありますので、必ず現在の自治体の窓口にも確認してください。

書類の不備があった場合に、申請が無効になる場合及び、利用調整にて不利になる場合がありますのでご了承ください。

3. 現在の住所で認可保育所に在籍している場合

転入予定ありの方で、現在お住まいの自治体で認可保育所等に在園している場合で、西東京市の入所申し込みが保留となった際、継続して元の自治体の保育園に通うことができる場合があります（自治体によりルールが異なります）。継続通園を希望するためには、転入後、転入した月中に手続きが必要ですので、申請時に申し出てください。